

令和5年第3回
市議会定例会(6月)
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目 次

◆ 令和5年度会計別予算額一覧	3
◆ 令和5年度一般会計歳入予算額一覧	4
◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 6月補正予算 主要事項	7
◆ 条例関連議案	16
◆ その他議案	19
◆ 報告	22

◆ 令和5年度会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	6月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		47,552,813	144,637	47,697,450	
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,128,000		7,128,000	
	国民健康保険診療所費	31,300		31,300	
	と畜場費	3,300		3,300	
	宅地造成事業	20,800		20,800	
	休日急患診療所費	22,400		22,400	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	228,000		228,000	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,599,900		8,599,900
		介護サービス事業勘定	35,100		35,100
	下夜久野地区財産区管理会	135		135	
	後期高齢者医療事業	2,359,600		2,359,600	
小 計		18,428,535		18,428,535	
企 業 会 計	水道事業	4,424,600		4,424,600	
	下水道事業	9,732,100		9,732,100	
	病院事業	福知山市民病院	18,987,963		18,987,963
		大江分院	878,537		878,537
		19,866,500		19,866,500	
小 計		34,023,200		34,023,200	
合 計		100,004,548	144,637	100,149,185	

◆ 令和5年度一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	第2号補正額	補正後の額
01 市税	11,849,531		11,849,531
02 地方譲与税	481,845		481,845
03 利子割交付金	4,000		4,000
04 配当割交付金	90,000		90,000
05 株式等譲渡所得割交付金	62,000		62,000
06 地方消費税交付金	1,950,000		1,950,000
07 ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000
08 自動車取得税交付金	1		1
09 環境性能割交付金	60,000		60,000
10 法人事業税交付金	200,000		200,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,000		25,000
12 地方特例交付金	75,000		75,000
13 地方交付税	11,270,000		11,270,000
14 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
15 分担金及び負担金	176,203		176,203
16 使用料及び手数料	1,244,279		1,244,279
17 国庫支出金	6,848,452	71,286	6,919,738
18 府支出金	2,977,952		2,977,952
19 財産収入	484,249		484,249
20 寄附金	395,962		395,962
21 繰入金	2,431,354		2,431,354
22 諸収入	1,008,785	4,400	1,013,185
23 市債	5,902,200	32,100	5,934,300
24 繰越金	—	36,851	36,851
一般会計 合計	47,552,813	144,637	47,697,450

◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	第2号補正額	補正後の額
01 議会費	328,198		328,198
02 総務費	5,316,595	36,956	5,353,551
03 民生費	15,220,409	25,966	15,246,375
04 衛生費	6,953,057	67,715	7,020,772
05 労働費	18,220		18,220
06 農林業費	1,290,003		1,290,003
07 商工費	620,199		620,199
08 土木費	4,087,107	14,000	4,101,107
09 消防費	2,713,510		2,713,510
10 教育費	5,660,295		5,660,295
11 公債費	5,295,220		5,295,220
12 予備費	50,000		50,000
一般会計 合計	47,552,813	144,637	47,697,450

◆ 令和5年度一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	第2号補正額	補正後の額
人 件 費	6,920,562	14,228	6,934,790
うち 議員給与費	157,240		157,240
うち 職員給与費	5,851,626	5,329	5,856,955
物 件 費	5,728,308	30,887	5,759,195
維持補修費	308,986		308,986
扶 助 費	8,709,000		8,709,000
補 助 費 等	7,134,308	12,600	7,146,908
投 資 的 経 費	8,834,074	86,922	8,920,996
うち 人 件 費	690,870		690,870
普 通 建 設 費	8,834,074	86,922	8,920,996
補 助 事 業 費	2,852,672	35,966	2,888,638
単 独 事 業 費	5,981,402	50,956	6,032,358
災 害 復 旧 費	—		—
公 債 費	5,295,220		5,295,220
積 立 金	858,517		858,517
出 資 金 ・ 貸 付 金	260,086		260,086
繰 出 金	3,453,752		3,453,752
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	47,552,813	144,637	47,697,450

◆ 6月補正予算 主要事項

(単位：千円)

区分/政策名		補正額	区分	ページ	
事業名					
新型コロナウイルス感染症関連	新型コロナウイルスワクチン接種事業	47,249	継続	8	
	予防費（会計年度任用職員人件費）	6,466			
小計（2事業）		53,715			
一般会計 通常補正	① 市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち				
		コミュニティ助成事業（まちづくり推進課）	1,400	継続	10
		公共交通維持改善事業	35,556	継続	11
	③ 市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち				
		民間保育所施設整備事業	25,966	継続	12
	⑥ 市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち				
		公設民営診療施設維持管理事業	14,000	継続	13
	⑨ 持続可能な生活を支える基盤の整ったまち				
		官民連携まちなか再生推進事業	4,000	新規	14
		社会資本整備総合交付金事業（道路整備）	10,000	継続	15
小計（6事業）		90,922			
一般会計（補正第2号）		8事業 計	144,637		

区 分	新型コロナウイルス感染症関連					(単位:千円)
事業名	新型コロナウイルスワクチン接種事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
47,249	国	府	市債	その他	一般財源	—
	47,249					補正後予算額 47,249
事業名	予防費 (会計年度任用職員人件費)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
6,466	国	府	市債	その他	一般財源	5,195
	6,466					補正後予算額 11,661

1 事業の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、5月8日をもって5類に見直されましたが、ワクチン接種については、特例臨時接種（公費負担）の実施期間が、令和6年3月末まで延長されることとなりました。これを受けて、本市においても、対象者が安心・安全にワクチン接種できるよう体制を構築します。

2 事業の内容

令和5年度の追加接種は、春開始接種と秋開始接種の各スケジュールとし、個別接種（医療機関での実施）と集団接種（市が会場で実施）を並行して行います。新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間は、令和6年3月31日までです。

(1) 春開始接種

- ・実施期間 5月8日～8月末
- ・対象者 65歳以上の高齢者
5歳～64歳の者のうち基礎疾患を有するもの、その他重症化リスクが高いと医師が認めるもの
医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者

(2) 秋開始接種

- ・実施期間 9月以降
- ・対象者 追加接種可能なすべての年齢の者（5歳以上）

令和5年度接種スケジュール（予定）

対 象	4月	5月	6月	7月	8月	9月以降
	令和4年 秋開始接種	令和5年春開始接種				令和5年秋開始接種
65歳以上の高齢者 基礎疾患のある人 医療機関、高齢者・障害者 施設等の従事者	→	5月8日 →	→			→ 2回目
5歳～64歳のうち 上記以外の人	→	→				→ 1回のみ

3 事業費の内訳

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費

報酬	7,762千円	(医療従事者報酬)
報償費	100千円	(手話通訳等謝礼)
需用費	1,528千円	(消耗品費、印刷製本費等)
役務費	654千円	(電話料、広告料等)
委託料	23,464千円	(ワクチン接種各業務委託料)
使用料及び賃借料	1,241千円	(複写機使用料、公用車賃借料)
負担金補助及び交付金	12,500千円	(個別接種促進事業交付金)
小計	47,249千円	・・・①

報酬	4,663千円	
職員手当等	666千円	
共済費	1,137千円	
小計	6,466千円	・・・②

計 (①+②) 53,715千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 衛生費国庫負担金

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 28,459千円

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 衛生費国庫補助金

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 25,256千円

担当課	福祉保健部健康医療課	電話	直通 23-2788 内線2299
	市長公室職員課		直通 24-7034 内線3232

政策名	市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち					(単位:千円)
事業名	コミュニティ助成事業(まちづくり推進課)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,400	国	府	市債	その他	一般財源	—
				1,400		補正後予算額 1,400

1 事業の背景・目的

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として実施します。

2 事業の内容

住民が行う自主的なコミュニティ活動に必要な設備等の整備に対して、一般財団法人自治総合センターによる助成制度の決定を受けたため、本市を經由(歳入)し、対象団体に補助金を交付します。

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域交流推進費

コミュニティ助成事業補助金

聖佳町自治会公園遊具整備への補助 1,400千円

4 主な特定財源

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

コミュニティ助成事業助成金(一般コミュニティ) 1,400千円

コミュニティ助成事業とは、一般財団法人自治総合センターの宝くじ受託事業収入による社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域福祉の向上に寄与するものです。

担当課	地域振興部まちづくり推進課	電話	直通 24-7225 内線 3132
-----	---------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、まちづくりの担い手となり、ほどよい力加減で助け合うまち					(単位:千円)
事業名	公共交通維持改善事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
35,556	国	府	市債	その他	一般財源	17,401
				3,000	32,556	補正後予算額 52,957

1 事業の背景・目的

令和4年12月に、現行の園福線（園部～福知山間）運行事業者である西日本ジェイアールバス株式会社より、運行継続困難との申し出がありました。これを受けて、京都府及び沿線市町（福知山市、南丹市、京丹波町）が共同で、国の制度である「地域旅客運送サービス継続事業」を活用し、令和6年4月以降の運行予定事業者を公募したところ、福知山市域の運行については、京都交通株式会社が運行予定事業者として選定されました。

2 事業の内容

公募において選定された京都交通株式会社の企画提案では、地域旅客運送サービス継続計画の策定主体である福知山市及び福知山市地域公共交通会議において、園福線運行車両を調達する旨の要請がありましたので、運行車両の購入を行う福知山市地域公共交通会議に、購入費用に係る負担金を支出します。

- ・購入予定車両 中型ノンステップバス（座席数26席）

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 交通対策費

負担金補助及び交付金 35,556千円

(福知山市地域公共交通会議へのバス購入負担金)

【内訳】 車両購入25,383千円 車内装備9,363千円 諸経費810千円

4 主な特定財源

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

福知山市地域公共交通会議負担金 3,000千円

活用する補助金の補助率や交付方式などは次のとおりです。

補助金	補助率	補助対象 経費上限	交付方式 (交付年度)
地域公共交通確保維持事業費 補助金(国)	1/2	1,500万円	一括交付(R6)
京都府交通確保対策補助金 (府)	1/2	1,500万円	減価償却方式 ※ (R5～R9の5年間)

※定率法(残存価額×0.4、4年目以降は均等割)を用い、5年間で償却

【R5】300万円 【R6】180万円 【R7】108万円 【R8】81万円 【R9】81万円

担当課	建設交通部都市・交通課	電話	直通 24-7084 内線 2232
-----	-------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち					(単位:千円)
事業名	民間保育所施設整備事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
25,966	国	府	市債	その他	一般財源	100,506
	8,571		13,600		3,795	補正後予算額 126,472

1 事業の背景・目的

社会福祉法人等が運営する民間保育園等へ、施設の老朽化に伴う改修や定員拡大に必要な増改築等に係る費用に対して補助金を交付することにより、保育環境の整備と保育の受け皿の確保を図ります。

2 事業の内容

下六人部保育園園舎建替え工事及び小規模保育事業所新規開設に係る改修工事への費用の一部補助について、国の補助基準額の改正により国庫補助金が増額配分されたことに伴い、増額補正を行います。

また、下六人部保育園の建替えに係る地盤強化対策工事について、保護者や地域の安心安全を確保するため、より安全性の高い工法へと見直しを行うとともに、アスベスト対策工事に係る必要経費について増額補正を行います。

(1) 補助交付先

- ① 社会福祉法人光福社会[下六人部保育園]
- ② 合同会社なないろ保育園[(仮称)第2なないろえん]

(2) 補助内容

- ① 老朽化に伴う園舎の建替工事(本体工事、仮設工事等)
事業実施予定期間：令和4年度～令和5年度
- ② 小規模保育園開設に伴う改修工事(施設改修、防犯対策強化整備等)
事業実施予定期間：令和5年度

(3) 補助金交付(予定)額

- ① 118,764千円[うち今回補正額：23,046千円]
国負担分 (上限額)68,723千円[補正額：4,911千円]

$$\div 171,809千円 \times (令和5年度進捗率40\%)$$
市負担分 34,361千円[補正額：2,455千円](国負担分の1/2)
市単独分 13,432千円[補正額：13,432千円](地盤強化分)
2,248千円[補正額：2,248千円](アスベスト対策分)
- ② 7,708千円[うち今回補正額：2,920千円]
国負担分 6,852千円[補正額：3,660千円]
市負担分 856千円[補正額：△740千円](国負担分の1/8)

3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費
負担金補助及び交付金 25,966千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金
保育所等整備交付金 8,571千円
(款) 市債 (項) 市債 (目) 民生債
社会福祉施設整備事業債(充当率80%) 13,600千円

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7083 内線 6260
-----	-------------	----	--------------------

政策名	市民一人ひとりが、最期まで生き生きと暮らし、温かく見送られるまち					(単位:千円)
事業名	公設民営診療施設維持管理事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
14,000	国	府	市債	その他	一般財源	1,239
			14,000			補正後予算額 15,239

1 事業の背景・目的

住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるように、市が診療施設及び医療機器等を貸し付けて開設する公設民営診療所の維持管理等を行っています。

その中の一つである三和診療所は、令和2年8月に設備修繕工事のため一時休診とした後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、厳しい医療体制の中で、長期にわたって再開できない状態が続いていました。

しかし、地域の安全・安心につながる医療体制を早急に確保し、住民の皆様の診療再開に向けた強い要望を実現するため、運営主体である(医)翠生会松本病院と早期再開に向けた調整を重ねてきました。その結果、令和5年4月6日から診療所を再開することができました。

については、再開を踏まえ実施した設備点検の結果をもとに、診療や健康診査に必要な医療機器等の更新・整備を行うことで、三和地域における医療環境を確保します。

2 事業の内容

再開した三和診療所において、市民がより安心して医療を受けられるよう、診療や健康診査に必要な医療機器等を更新・整備します。

・超音波診断装置	内臓の検査に使用する機器	5,060千円
・CRシステム	レントゲン撮影した画像を写し出す装置	3,850千円
・血圧脈波検査装置	血管の硬さや詰まりを測定する機器	1,650千円
・心電計	心電図を記録し心疾患の検査を行う機器	1,628千円
・薬品保冷庫、分包機ほか		1,812千円

3 事業費の内訳

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 診療所費
備品購入費 14,000千円 (医療機器更新・整備費一式)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 衛生債
過疎対策事業債 14,000千円

担当課	市民総務部保険年金課	電話	直通 24-7019 内線 2261
-----	------------	----	--------------------

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					(単位:千円)
事業名	官民連携まちなか再生推進事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
4,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
	4,000					補正後予算額 4,000

1 事業の背景・目的

令和4年4月に本市が公表した立地適正化計画において、歩きたくなる賑わいのある市街地の創出を誘導方針の一つとして定めています。

新たな拠点施設となる福知山鉄道館フクレル、駅正面通り商店街のテナントミックス事業により新たな誘客施設としてリニューアルされた「銀鈴ビル」及び大河ドラマ「麒麟がくる」で紹介された御霊公園など、それぞれのエリアの魅力が高まっています。

こうしたなか、都市の魅力等の強化を図る「官民連携まちなか再生推進事業」への応募が採択され、国庫補助の内示を受けたことから、まちなかにおける回遊性を向上させるため、新たな賑わいを創出するための官民連携で取り組むウォークアブルなまちづくり、持続可能なまちづくりに取り組みます。

2 事業の内容

国の制度である「官民連携まちなか再生推進事業」を活用し、エリアプラットフォームの構築を行い、未来ビジョンを作成します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費

委託料 4,000千円

(エリアプラットフォーム構築及び未来ビジョン作成業務)

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 土木費国庫補助金

官民連携都市再生推進事業費補助金 4,000千円 (定額)

- ・エリアプラットフォームとは、まちづくりに一体となって取り組む官民の多様な人材の集積のことです。
- ・未来ビジョンとは、まちの将来像及び将来像の実現に向けた方針等をビジュアルで示したものです。

担当課	建設交通部都市・交通課	電話	直通 24-7050 内線 4319
-----	-------------	----	--------------------

政策名	持続可能な生活を支える基盤の整ったまち					(単位:千円)
事業名	社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
10,000	国	府	市債	その他	一般財源	155,000
	5,000		4,500		500	補正後予算額 165,000

1 事業の背景・目的

市道篠尾6号線は、福知山市の市街地南西部に位置し、篠尾地内を縦断する道路です。福知山市国土強靱化地域計画において地域の避難輸送道路に位置付けられている防災上重要な路線ですが、道路幅員狭小により緊急車両等の通行が困難であるため、拡張整備し災害時等の道路ネットワーク確保を図ります。

今回、国より社会資本整備総合交付金の増額内示を受けたことから、事業を実施します。

2 事業の内容

篠尾6号線の道路改良に関する事業を実施します。

事業計画 幅員 W=6.0m、延長 L=60m
 事業期間 令和5年度から令和8年度まで
 令和5年度事業 道路詳細設計、用地測量

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費
 委託料 (道路詳細設計業務、用地測量業務) 10,000千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 土木費国庫補助金
 社会資本整備総合交付金 10,000千円×補助率50%=5,000千円
 (款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債
 公共事業等債 (10,000千円-5,000千円)×充当率90%=4,500千円



担当課	建設交通部道路河川課	電話	直通 24-7059 内線 4215
-----	------------	----	--------------------

◆ 条例関連議案

1 福知山市税条例（一部改正）

【担当課：税務課 電話：(直通)24-9720 (内線)3352】

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除不足額に係る規定について、森林環境税の導入に伴い、翌年度分の府民税、市民税若しくは森林環境税又は未納の徴収金を納付し、若しくは納入することとした。

(第26条の8第2項関係)

- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとし、その他文言の整理を行った。

(第27条の3の2第2項から第6項関係)

- (3) 森林環境税の賦課及び徴収は、市民税の均等割を賦課及び徴収する場合に併せて行うこととし、その他文言の整理を行った。

(第28条の2の見出し、第1項、第3項関係)

- (4) 納税通知書に記載する納付額に市民税額、府民税額若しくは森林環境税額の合算額を記載することとし、その他文言の整理を行った。

(第29条の2関係)

- (5) 特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る市民税額に森林環境税額を含めることとし、その他文言の整理を行った。

(第30条の2第1項から第3項、第5項、第6項関係)

- (6) 給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、森林環境税の導入に伴い、地方税法の特例規定が導入されたことにより規定の整理を行うこととした。

(第30条の5関係)

- (7) 特別徴収の方法により徴収する年金所得に係る市民税額に森林環境税額を含むこととし、その他文言の整理を行った。

(第30条の5の2関係)

- (8) 年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、森林環境税の導入に伴い、地方税法の特例規定が導入されたことにより規定の整理を行うこととし、その他文言の整理を行った。

(第30条の5の6関係)

- (9) 地方税法施行規則の改正により、原動機付自転車に係る「3輪以上のもの」の規格が改正され、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原付を除外されたことに伴い、文言の整理を行うこととした。

(第47条関係)

- (10) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を令和6年度から令和9年度に3年延長することとした。

(附則第8条第1項関係)

(11) 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、軽自動車税の環境性能割の納付不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更することとした。

(附則第15条の2第4項関係)

(12) 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、軽自動車税の種別割の納付不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更することとした。

(附則第16条の2第3項関係)

(13) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和5年度から令和8年度に3年延長することとした。

(附則第17条の2第1項、第2項関係)

(14) 文言の整理を行うこととした。

(附則第23条関係)

3 施行期日

(9)、(10)、(13)、(14) 公布の日

(1)、(3) から (8)、(11)、(12) 令和6年1月1日

(2) 令和7年1月1日

2 福知山市火災予防条例（一部改正）

【担当課：消防署 予防課 電話：(直通) 23-5119 (内線) 2420-110】

1 改正の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 急速充電設備の定義等について、以下のように改め、文言の整理を行うこととした。

ア 急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃することとした。

イ コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストも含むこととした。

ウ 充電ポストの取扱いに関する事項について所要の規定の整理を行うこととした。

エ 緊急停止装置について所要の規定の整理を行うこととした。

オ 蓄電池について所要の規定の整理を行うこととした。

(第11条の2第1項関係)

(2) 喫煙所について、以下のように改めることとした。

ア 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととした。

イ 「禁煙」又は「火気厳禁」の標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととした。

ウ 「喫煙所」の標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととし、別表第7を削除することとした。

(第23条第3項から第5項、別表第7関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第16条第1項関係)

3 施行期日

公布の日。ただし、第11条の2第1項の改正規定は、令和5年10月1日

3 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 電話：(直通)24-7083 (内線)6260】

1 改正の理由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（改正条例第1条関係）

ア 連携施設の確保を要しない場合の規定を改めることとした。

(第7条第4項、第5項関係)

イ 保育所保育指針を定める権限について、こども家庭庁の設置に伴い厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めることとした。

(第26条関係)

(2) 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（改正条例第2条関係）

ア 保育所保育指針を定める権限について、こども家庭庁の設置に伴い厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めることとした。

(第15条第1項、第44条関係)

イ 連携施設の確保を要しない場合の規定を改めることとした。

(第42条第4項、第5項関係)

ウ 文言の整理を行うこととした。

(第6条第3項、第7条第2項、第8条、第35条第3項、第39条第2項、第48条、第51条第3項、第52条第3項関係)

3 施行期日

公布の日

4 福知山市農業集落排水施設条例（一部改正）

【担当課：経営総務課 電話：(直通)22-6503 (内線)72-201】

1 改正の理由

農業集落排水施設事業の分担金を上下水道事業管理者が徴収するため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

分担金の徴収について定めることとした。

(第17条の2関係)

3 その他条例の改正の内容

この条例の改正に伴い、福知山市農林関係事業費分担金徴収条例の一部改正を附則で行う。

読替規定について定めることとした。

(第13条関係)

4 施行期日

公布の日

◆ その他議案

■ 工事請負契約の変更について

【担当課：三和支所 電話：(直通)58-3003 (内線)73-9117】

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 三和荘改修工事 |
| 2 変更前契約金額 | 405,900,000円 |
| 3 変更後契約金額 | 414,926,600円 |
| 4 変 更 の 理 由 | 福知山市工事請負契約約款第57条の規定による請求があったため |
| 5 契約の相手方 | 西田・堀 特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 福知山市字天田小字犬丸131番地の1
西田工業株式会社
代表取締役社長 西田吉宏 |
| 構成員 | 福知山市字天田391番地の乙
株式会社堀通信
代表取締役 堀智章 |

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部 総務課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-206】

- 1 物 品 名 消防団員用防火衣 508着
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 43,921,680円
- 4 契約の相手方 京都市中京区室町通三条下ル烏帽子屋町481-1
株式会社京ボウ
代表取締役 大田正樹

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部 通信指令課 電話：(直通)22-0119 (内線)2420-500】

- 1 物 品 名 消防救急デジタル無線機器 1式
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得価格 434,500,000円
- 4 契約の相手方 大阪府松原市西野々2丁目1番45号
株式会社富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部
部長 中村祐一郎

■ 物品の取得について

【担当課：消防本部 消防課 電話：(直通)24-0119 (内線)2420-202】

- 1 物 品 名 多機能型小型動力ポンプ付積載車 1台
小型動力ポンプ付積載車 2台
小型動力ポンプ付軽積載車 1台
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 33,143,000円
- 4 契約の相手方 福知山市字観音寺179番地の4
大槻ポンプ工業株式会社 福知山営業所
所長 砂野哲平

■ 損害賠償の額について

【担当課：大学政策課 電話：(直通)24-7039 (内線)3117】

令和3年11月23日、福知山市駅前町地内の福知山駅北口公園内での、本市主催のランニングイベントの会場において、通行人がランナーと接触し転倒、負傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 870,805円

■ 損害賠償の額について

【担当課：都市・交通課 電話：(直通)24-7052 (内線)4314】

令和5年1月24日、福知山市字土師地内の事業所駐車場において、隣接する市有地からの倒木により駐車していた車両を損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 940,140円

◆ 報 告

■ 令和4年度予算繰越計算書について

令和4年度予算を翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

- (1) 継続費通次繰越
(一般会計) 三和地域交流拠点施設整備事業ほか4件
- (2) 繰越明許費
(一般会計) 三和支所施設管理事業ほか36件
- (3) 地方公営企業法に定める建設改良費の繰越
(水道事業会計) 施設改良事業
(下水道事業会計) 管渠施設拡張事業ほか3件
(病院事業会計) 医療機器等整備事業
- (4) 地方公営企業法に定める営業費用の事故繰越
(水道事業会計) 給水管取替工事ほか1件
- (5) 地方公営企業法施行令に定める通次繰越
(下水道事業会計) 福知山終末処理場汚泥処理施設再構築事業

■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課
令和5年 6月6日 専決第1号	令和5年1月24日、福知山市字土師地内の事業所駐車場において、隣接する市有地からの倒木により事業所駐車場の柵の一部を損傷させたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。	62,150円	都市・交通課

■ その他の債権の放棄について（3件）

福知山市債権管理条例第11条第1項の規定により、福知山市のその他の債権を次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

（一般会計）

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
夜久野荘ガラス破損に係る損害賠償金	夜久野支所	33,000円	1人	1件
公立保育園給食費	子ども政策室	21,600円	1人	5件
くらしの資金貸付金	社会福祉課	560,500円	6人	6件
有線テレビジョン放送施設使用料	デジタル政策推進課	64,800円	11人	11件
市営住宅使用料	建築住宅課	1,134,300円	8人	75件
市営住宅駐車場使用料	建築住宅課	44,684円	2人	24件
合計		1,858,884円	29人	122件

（水道事業会計）

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
水道料金	経営総務課	1,037,420円	146人	519件
合計		1,037,420円	146人	519件

（病院事業会計）

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
診療費	医事課	5,425,157円	45人	97件
合計		5,425,157円	45人	97件

【合計】

債権の名称	所管課	金額	人数	件数
		8,321,461円	220人	738件